

秋田公立美術大学非常勤理事の会議等への出席および報酬の支給に関する基準

平成26年 7 月 18 日

規 程 第 2 6 号

(目的)

第 1 条 この基準は、非常勤理事の会議等への出席および報酬の支給に関する基準を定めることを目的とする。

(会議等への出席)

第 2 条 非常勤理事は、常勤の理事が出席する会議等に出席しなければならない。ただし、関係法令または規程等に基づかない会議等への出席は、任意とする。

(報酬の支給)

第 3 条 前条の規定による会議等への出席に対する非常勤理事の報酬の支給は、次の各号に掲げる会議等の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 理事会、経営審議会、監事監査、理事長選考会議、所属する委員会、評価委員会その他これらに類するもので関係法令または規程等に基づく会議等 公立大学法人秋田公立美術大学役員の報酬に関する規程（平成25年公立大学秋田公立美術大学規程第62号）第7条の規定に基づき報酬を支給する。
- (2) 理事懇談会、入学式等の学校行事その他これらに類するもので関係法令または規程等に基づかない会議等 報酬を支給しない。

附 則

この基準は、平成26年 7 月 18 日から施行する。

